

第3章

計画の基本的考え方

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

子も親も ともに育つ 笑顔あふれる 三島大家族

子どもは多くの場合、高校生までは生まれた土地で育ちます。それぞれの成長のステージで、子どもは、親、家族、地域、学校、行政、企業などに見守られながら育っていきます。三島で生まれ、三島で暮らす子どもたちが、心身ともに健やかに育つには、まずその命が守られなければなりません。そのためには、三島に住む私たちが一丸となって、全身全霊を傾けて守っていく必要があります。

私たちは、子どもの命だけでなく、子どもの個性も保障しなければなりません。子どもの人生は、その子ども固有のものです。子どもの数だけ生き方はあるのです。子どもたちの多様性を認め、様々な性格の子どもや、障がいを持つ子ども、外国人の子どもなど、多様な三島の子どもたちが、あまねく健やかに等しく成長できるよう、私たちは連携して支援し、見守っていかなければなりません。

子育ては、親にとって大変な仕事です。同時に、他に比べようのない喜びや感動を実感できる尊い仕事です。また、最初から完璧な親はいません。試行錯誤を重ね、不安いっぱいで懸命に子育てに努めます。子どもに注ぐ純粋な愛情は、仕事を持つ親も、持たない親も同じです。私たちは、そのような親を応援し、未熟な親も、子どもとともに成長できるよう支援していくことが大切です。

私たちに見守られながら、支えられながら育った三島の子どもたちは、必ずや、ふるさと三島を誇りに感じ、三島出身であることを堂々と胸を張って言える大人になる信じます。ふるさとを誇りに思えることは素晴らしいことです。

そのような大人にひとりでも多くの子どもが育つよう、今、私たちが一つの大きな家族となって、笑顔をもって、三島に生きる子どもと親たちの、その育ちを支えることが必要となっています。

2 基本目標

「子も親も ともに育つ 笑顔あふれる 三島大家族」の基本理念のもと、次の3つを基本的な目標として「子ども・子育て支援新制度」における子育て支援施策を推進していきます。

基本目標1 子どもの健やかな育ちを応援します

乳幼児期の重要性や成長の特性を踏まえ、発達段階に応じた保護者の関わりや、質の高い教育・保育および子育て支援の安定的な提供を通じ、一人ひとりの子どもが、かけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれるよう、未来を担う子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

■□ 基本的な視点 □■

- ◆ 「子どもの最善の利益」が実現されるよう、子どもの個性や多様性を尊重します
- ◆ すべての子ども・子育て家庭を対象に、どの子どもも等しく育つよう支援します
- ◆ 子どもがたくましく育つよう、身近な遊び場や交流の場を整備します

基本目標2 家族が安心して子育てできる環境を整えます

より良い親子関係を形成し、子どもの健やかな育ちを実現するためには、妊娠・出産期からの切れ目ない支援が必要です。

保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うなど、保護者の子育てに対する不安や負担、孤立感を和らげ、子どもの成長に喜びや生きがいを感じ、子育てに夢や希望をもてるような環境づくりを目指します。

■□ 基本的な視点 □■

- ◆ 妊娠から出産、育児の切れ目ない支援を行うための体制を構築します
- ◆ 教育・保育の量的拡充と質の向上を前提とした子育て支援を展開します
- ◆ 子育て家庭への経済的負担を軽減するため、各種手当等の適正な対応に努めます

基本目標3 地域の力で子育てを支えます

核家族化の進展、地域のつながりの希薄化に伴い、子育てに対する不安や負担、孤立感を感じる保護者は少なくありません。また、子どもの発達などについての悩みを持つ保護者も増加傾向にあります。

気軽に相談できる体制の整備とともに、医療、保健、教育等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る体制の強化が必要です。

また、地域の支えあいは子育てにおいて重要な役割を担っており、子どもたちは地域との関わりの中で成長します。

家庭、学校、職場、地域の人たちなどあらゆる地域の構成員が、子どもたちの成長、子育てに関わり、地域全体で子育てを支える社会を目指します。

■□ 基本的な視点 □■

- ◆ 地域社会全体が「子育ては尊い仕事」であるという共通意識を持ち、子育てを応援する環境を整えます
- ◆ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取り組みを行います



3 施策の体系

基本理念	基本目標	具体的な施策
<p>子も親もともに育つ笑顔あふれる三島大家族</p>	<p>子どもの健やかな育ちを応援します</p>	<p>1. 幼児期の学校教育・保育</p> <ul style="list-style-type: none">○特定教育・保育施設 (幼稚園、保育園、認定こども園)○確認を受けない幼稚園○特定地域型保育施設○認可外保育施設
	<p>家族が安心して子育てできる環境を整えます</p>	<p>2. 地域における子育ての支援 (地域子ども・子育て支援事業)</p> <ul style="list-style-type: none">○時間外保育(延長保育)事業○放課後児童健全育成事業○子育て短期支援事業(ショートステイ事業)○地域子育て支援拠点事業○一時預かり事業○病児・病後児保育事業○ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)○利用者支援事業(子育てコンシェルジュ事業)○妊婦健康診査○乳児家庭全戸訪問事業○養育支援訪問事業○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業○実費徴収に係る補足給付を行う事業○多様な主体の本制度への参入促進事業
	<p>地域の力で子育てを支えます</p>	<p>3. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供の推進</p> <p>4. 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保</p> <p>5. 専門的な支援を要する子どもを持つ家庭への支援</p> <ul style="list-style-type: none">○育児不安等の軽減と児童虐待防止対策の充実○ひとり親家庭の自立支援の推進○子どもの発達支援対策の推進○障がいのある子どもに対する施策の推進○外国人児童に対する支援の充実 <p>6. 仕事と子育ての両立支援</p> <p>7. 地域における切れ目ない子育て支援の強化</p> <p>8. 地域の遊び場・交流の場の充実</p> <p>9. 経済的な支援の推進</p>

4 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域について

幼児期の学校教育・保育事業および、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」を設定する単位として、教育・保育提供区域を定めます。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

区域設定の考え方

地区内での教育・保育施設の利用率、通園にかかる負担感、各地区の子どもの数と教育・保育施設の定員等のバランスなどを考慮し、区域を設定しました。

教育・保育提供区域

上記の考え方を踏まえ、本市では、教育・保育提供区域（基本型）を、市内全域（1区域）と設定します。

また、地域子ども・子育て支援事業については、基本型に加え、事業により小学校区ごとの区域とします。

教育・保育提供区域（基本型）

三島市内全域

教育・保育提供区域（小学校区）

東小	佐野小
西小	中郷小
南小	沢地小
北小	向山小
錦田小	北上小
徳倉小	山田小
坂小	長伏小

■ 教育・保育の提供区域 ■

事業	区域	考え方
教育・保育	基本型	市内全域に各施設が点在しており、分析の視点「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」からみても利用者は自動車で 20 分程度の範囲でほとんどの施設を利用できるため市全域とします。

■ 地域子ども・子育て支援事業の提供区域 ■

事業	区域	考え方
時間外保育（延長保育）事業	基本型	保育園で実施していることから「教育・保育」と併せる必要があるため市全域とします。
放課後児童健全育成事業	小学校区	利用はそれぞれの小学校区となるため、小学校区を区域とします。
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	基本型	当該事業施設が限られ、広域利用が想定されるため市全域とします。
地域子育て支援拠点事業	基本型	市内全域に 11 か所点在しており、居住地区を制限しての事業は行っていないため市全域とします。
一時預かり事業	基本型	保育園等で実施していることから「教育・保育」と併せる必要があるため市全域とします。
病児・病後児保育事業	基本型	当該事業施設が限られ、広域利用が想定されるため市全域とします。
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	基本型	本町子育て支援センター内に事務局を設置していることや、会員の需給状況を勘案し市全域とします。
利用者支援事業（子育てコンシェルジュ事業）	基本型	市役所や本町子育て支援センター、保健センター等に子育てコンシェルジュが出向いて対応しており、総合的に実施していくものであることから市全域とします。
妊婦健康診査	基本型	現在の事業形態として居住地区を制限しての事業は行っていないため市全域とします。
乳児家庭全戸訪問事業	基本型	現在の事業形態として居住地区を制限しての事業は行っていないため市全域とします。
養育支援訪問事業	基本型	必要な世帯や児童に対応しているため、市全域とします。
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	基本型	子どもを見守る機関として要保護児童対策地域協議会が想定されるため、市全域とします。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	基本型	事業の性質上、居住地区を制限した事業ではないため、市全域とします。
多様な主体が本制度に参入することを推進するための事業	基本型	事業の性質上、居住地区を制限した事業ではないため、市全域とします。